

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、顧客はもちろん、従業員、取引先、株主、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、「人」こそが最大の資産であるとの認識より、「人」への投資、「人づくり」を通して、多様な社員一人ひとりが能力と個性を最大限に発揮できる環境を構築し、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な待遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、評価期間の変更等評価方法を随時見直しする事で、より細やかな評価が行える体制とし、評価と報酬を連動させることで、従業員の担う職務・役割や貢献・成果に基づいてメリハリのある待遇改善に取組み、社員一人ひとりのさらなる活力の最大化を目指して取組んでいきます。また、教育訓練等については、それぞれの担当に於いて必要な資格の取得に向けて会社としての支援体制を構築し従業員が常に挑戦していく環境を整えていきます。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自動的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/87056-10-00-osaka.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月21日

株式会社 U&S

代表取締役社長 梅原一嘉